

令和7年度書籍「宇佐海軍航空隊の歴史(仮称)」編集・出版業務委託
要求事項書

1 概要

本要求事項書は、宇佐市(以下「本市」という。)の「令和7年度書籍「宇佐海軍航空隊の歴史(仮称)」編集・出版業務委託」の実施について必要な事項を定めるものである。

- (1)件名 令和7年度書籍「宇佐海軍航空隊の歴史(仮称)」編集・出版業務委託
- (2)履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月 23 日(月)まで
- (3)納入場所 宇佐市教育委員会社会教育課

2 業務の目的

太平洋戦争終戦から80周年の節目の年を迎えるにあたり、本市がこれまで進めてきた宇佐海軍航空隊に係る調査成果をまとめ、広く周知・普及することを目的として書籍「宇佐海軍航空隊の歴史(仮称)」(以下、「書籍」)を刊行する。

書籍刊行に向けて「書籍「宇佐海軍航空隊の歴史(仮称)」編集委員会」(以下、「編集委員会」)を組織し、編集委員会委員を主な執筆者として編集作業を進めている。完成した書籍は全国流通を念頭に置いており、本業務では完成した原稿の編集作業から、デザイン、校閲、印刷、製本、出版、流通、販売、販売収入の精算、在庫管理までの、編集・出版業務を一貫して行い、刊行した書籍を広く周知・普及させることを目的とする。

3 納入場所

宇佐市教育委員会社会教育課

但し、書籍の在庫管理は在庫がなくなるまで受託業者にて行う。

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月 23 日(月)まで

但し、書籍の流通、販売、販売収入精算、在庫管理業務は在庫がなくなるまで受託業者にて行う。

5 業務の内容(要求項目)

編集委員会が求める要求項目を下記のとおり定めるとともに、編集委員会が執筆する原稿を基に下記の業務を行う。書籍を広く周知・普及させることを目的として、多くの人にとって読みやすい書籍とすること。

【書籍の編集】

(1)編集

- ・書籍編集作業全般に係る進行管理
- ・流通・販売を念頭にした原稿への助言
- ・編集委員会の求めに応じて、編集委員会に適宜担当者が参加すること。(リモート参加可)
- ・編集委員会の求めに応じて、編集作業に適宜助言すること。

(2) デザイン

- ・原稿を基に、書籍の表紙及び本文全般にわたる企画・デザインの作成
- ・編集委員会が原稿に用いる写真及び地図、図表等を含めたレイアウト、デザインとすること。
- ・書籍に掲載する写真及び地図、図表等の掲載分量は編集委員会の原稿を基に本市と受託者で

協議の上決定する。

- ・本市の指示の下、原稿及びデザイン案の校正
- ・多くの人に手に取ってもらえるよう、親しみやすいデザインとすること。
- ・写真及び地図、図表等を効果的に行い、読者が読みやすい構成とすること。

(3)校閲

- ・原稿の校閲作業

【書籍の出版】

(4)印刷・製本・出版

- ・書籍の印刷・製本業務
- ・書籍の一般流通のための出版業務全般
- ・本市への納入作業
- ・本市への納入費用も委託料に含めること

(5)流通・販売

- ・書店への注文取り、取次への書籍搬入等の販売業務全般
- ・書店からの販売収入の管理業務全般
- ・書店からの返本、落丁・乱丁等の交換への対応

【在庫管理】

(6)販売収入の精算

- ・販売状況の取りまとめ及び本市への報告
- ・本市、出版社、取次、書店等の販売収入の精算業務全般

(7)在庫管理

- ・書籍の在庫管理業務全般

6 印刷・製本の基準(要求項目)

編集委員会が求める要求項目を下記のとおり定めるとともに、編集委員会が執筆した原稿を基に、下記の内容を最低基準に書籍を印刷・製本して出版する。

(1)用紙サイズ B5版

(2)頁数 モノクロ表紙、裏表紙含む 250 ページ前後(最大 300 ページ)

編集委員会の原稿を基に写真及び地図、図表等を掲載すること。

(3)ページ構成 縦書き 19 文字×22 行×3段 10 ポイント 1頁 1,254 文字

(4)部数 3,000 部

うち 2,500 部を受託者で在庫管理とし、残り 500 部を宇佐市教育委員会社会教育課に納入すること。

7 納品・検査

製本した 3,000 部のうち 2,500 部は受託者にて在庫管理し流通させることを踏まえ、成果物の検査は本市に納入された 500 部で検査を行う。受託者は在庫管理する 2,500 部の成果物の状況を写真で本市に報告すること。

8 特記事項

- (1)作成過程においては、本市及び編集委員会と相互に協議し、進捗状況を共有するものとする。
- (2)書籍の品質については、本要求事項書の内容を最低基準とする。なお、品質が十分に確保されていない場合、改善要求の指示を行うことがある。

- (3)完成した書籍の著作権等、一切の権利は本市及び編集委員会に帰属するものとする。
- (4)完成した書籍原稿の電子データを本市に提供すること。
- (5)納入後に受託者の責めによる不備が発見された場合は、受託者は速やかに必要な措置を講じるものとし、これに対する費用は受託者の負担とする。
- (6)本業務上知り得た情報・資料及びその他一切の事項を、いかなる場合でも第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (7)業務を実施する上で疑義の生じた事項又は要求事項書に定めのないことについては、本市と受託者で協議して決定する。